

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

2021年X月XX日JA臨時総会

議案提案者：高嶋 正明

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

理事会は、2017年12月に £ 3,500を事務局運営費として予算外支出しました。

これは、有る問題に対して理事会が英國弁護士事務所に支払った調査費用です。この費用は、果たしてJAの活動目的に合致した合理的な支出であるか、佐野前会長宛に過去にメール・レター・総会の場で質問しましたが、以下の様に回答を頂けませんでした。

2018年9月5日付け佐野前会長宛メール

2019年1月24日年次総会で質問

2019年12月7日年次総会で議案提出

2019年12月11日佐野前会長宛レター

2020年1月17日花岡副会長と話合い

2020年1月25日佐野前会長宛レター

回答無し

佐野議長は、質問を禁止

花岡議長は、別途話し合いを提案

回答無し

佐野前会長は不参加

回答無し

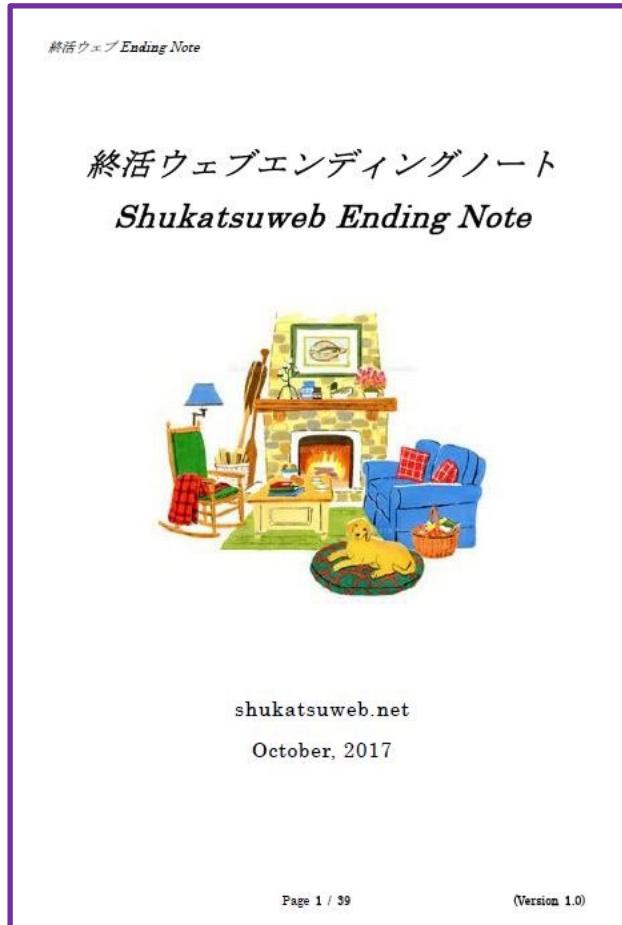
2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

この様に、高嶋からの過去のメール、総会での質問、話し合い、レターでも回答を頂けませんでしたので、改めて来る2021年X月XX日開催のJA臨時総会で、以下の様に議案提案します。

議案：2017年12月の理事会による英國弁護士事務所への £ 3,500の予算外支出が、JAの活動目的に合致した合理的な支出であるか否かを討議し、合理的な説明を頂けないのでしたら、その支出を承認した理事会にその支出のJAへの弁済を求めます。

2017年12月理事会の £3,500の予算外支出について

問題の概要



高嶋は2017年10月にボランティア活動の一環として、日本のボランティア団体NALC日本が発行した「NALC エンディングノート」を参考に、英国の事情を考慮して英国在住の日本人高齢者向けに、英・日本の各種制度の情報も追加し、英語・日本語併記で「終活ウェブエンディングノート」を作成し、自身の終活ウェブ<http://shukatsuweb.net>に無料で掲載しました。

2017年12月理事会の £3,500の予算外支出について

問題の概要

そうした所、理事会は、高嶋と何の事前の話し合いも無く、高嶋に2017年12月18日付け英國弁護士事務所の英文レターを送り、高嶋のその「終活ウェブエンディングノート」はNALC日本の著作権侵害の疑いがあるとして、損害賠償も含めてその調査の為に、高嶋をJA会員資格停止処分とし、高嶋の年会費£12も返金しました。

Our ref RIDP/BRAR/132595/1
Your ref
Date 18 December 2017

IBB solicitors

Special Delivery
Mr Masaaki Takashima
15 Earlsfield House
Royal Quarter
Seven Kings Way
Kingston KT2 5BG

Direct line 01895 207 862
Email paul.ridout@ibblaw.co.uk

of, the Shukatsuweb's Ending Note from any limited to the middle section of your website (at on 28 December 2017; the Shukatsuweb Ending Note will not be made whatsoever, at any time in the future; and in who is known to have already downloaded Shukatsuweb Ending Note from your website, booklets belongs to NALC Japan and must not be made by 4pm on 28 December 2017.

28 December 2017 that you have completed the that you agree to comply with point (2) listed

Friday 22 December 2017, and will re-open at 9am on ments by email or fax.

Dear Mr Takashima

SUSPENSION AND REFUND OF YOUR MEMBERSHIP (NO 618)

We act for the Japan Association in the UK ("JA") and write to you in connection with the publication of the following two Ending Notes on your website, Shukatsuweb;:

- NALC UK's Ending Note; and
- Your version of NALC UK's Ending Note (the "Shukatsuweb Ending Note").

As you aware, JA has received multiple complaints about your website allowing free downloads of NALC UK's Ending Note and the Shukatsuweb Ending Note. This is because NALC UK's Ending Note, which is based on the booklet published by NALC Japan, has been published by you without NALC Japan's permission, and a substantial part of the Shukatsuweb Ending Note has been copied from NALC UK's Ending Note, also without NALC Japan's permission. We understand that your actions have been detrimental to JA and in particular to its relationship with NALC Japan.

As a result, we confirm that the council of trustees of JA has decided to suspend your membership of JA in order to investigate your misconduct further, as well as the damage suffered by NALC Japan following publication of the Ending Notes. The council of trustees of JA has made this decision in the best interests of JA, and bearing in mind their legal duties, under both company and charity law, to protect JA's reputation and the need to foster its relationship with NALC. JA will send you a cheque for a full refund of your membership fee for this year.

Our client appreciates that you have already removed the page from your website where NALC UK's Ending Note may be downloaded and that you are no longer claiming copyright ownership in either Ending Note. However, the continued publication of the Shukatsuweb Ending Note on your website is unacceptable to our client. In the circumstances, JA therefore requires you to:

Capital Court 30 Windsor Street, Uxbridge, Middlesex UB8 1AB
Tel: 03456 381 381 Fax: 08456 381 351 DX 45105 UXBRIDGE
www.ibblaw.co.uk Email: enquiries@ibblaw.co.uk

A list of partners is available at all offices.
IBB Solicitors is the trading name of Biffes Booth Bessen
Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority Reg. No. 78310

LawNet Lexcel Legal Practice Quality Standard Approved

//13776283.1

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

この問題は、その後理事会と2018年1月11日と2月21日の2回、及び佐野前会長と高嶋で数回話し合いが持たれ、結局話し合いで解決し、2018年9月1日に高嶋のJA会員資格停止処分は解除になりました。

しかし、高嶋は、佐野前会長から理事会がこの問題の為に、英國弁護士事務所に調査費用として £ 3,500を予算外支出した事を知らされました。

2017年12月理事会の£3,500の予算外支出について

高嶋は、理事会が英國弁護士事務所に予算外支出した£3,500は、果たしてJAがその費用を負担する正当な理由があるのか、2018年9月5日付けのメールで佐野前会長に質問しましたが、佐野前会長から回答はありませんでした。

2018年9月5日付け高嶋から佐野前会長宛メール

£3,000とは英國日本人会の年会費総収入の6割-7割を占めます。そして今回の件は、実は著作権侵害や損害賠償云々と言う法律的に弁護士の助言を求めなければならない様な問題では無かった事は理事会としてもお認めになり、結局は当事者同士の話し合いで解決しました。

その様な中、この£3,000の弁護士費用は、英國日本人会が負担するのでしょうか。私は上記の理由から英國日本人会が負担する妥当性は無いと思いますし、他の一般会員の方々もその様な事を聞いたら憤慨して、理事会はそんな事の為に会の大切なお金を使うべきでは無いと仰ると思います。理事会で今回の件を弁護士に相談して弁護士から高嶋にレターを送付させようと主導した理事が個人でその費用を負担すべきだと思います。

この件について佐野会長のご意見をお聞かせ頂ければ幸いです。

今回の件の弁護士費用について

高嶋 正明

2018/09/05 (水) 10:47

宛先: sandy.sano@jeib.co.uk <sandy.sano@jeib.co.uk>

英國日本人会御中

佐野会長殿

いつも大変お世話になります。

さて、先週31日(金)に私が佐野会長とお話させて頂いた際、佐野会長は理事会として今回の問題を昨年12月に弁護士と相談して私宛に英文のレターを送付させるのに£3,000費用が掛かったと仰り、私は大変驚きました。

今回の問題が起って、私が親しくさせて頂いている複数の一般会員の方々に、私が英國人会員資格停止処分のレターを英文で受け取ったと話した時にも、皆さん何、わざわざ英國の弁護士にその様な事を頼まないといけないのか、何故当事者合って問題を解決しようとしないのか、弁護士費用は決して安く無いだろう掛かって誰がその費用を払うのかと皆さん口を揃えて仰ってましたが、その0だったと佐野会長からお聞きして驚愕しました。

英國日本人会の年会費総収入の6割-7割を占めます。そして今回の件は、実は著作権侵害や損害賠償云々と言う法律的に弁護士の助言を求めなければならない様な問題では無かった事は理事会としてもお認めになり、結局は当事者同士の話し合いで解決しました。

、この£3,000の弁護士費用は、英國日本人会が負担するのでしょうか。私は上記英國日本人会が負担する妥当性は無いと思いますし、他の一般会員の方々もそ聞いたら憤慨して、理事会はそんな事の為に会の大切なお金を使うべきでは無いと思います。理事会で今回の件を弁護士に相談して弁護士から高嶋にレターを送付させようと主導した理事が個人でその費用を負担すべきだと思います。

いて佐野会長のご意見をお聞かせ頂ければ幸いです。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

そこで、2019年1月24日に開催された年次総会で、高嶋が改めてその £ 3,500の支出目的を質問した所、総会議長の佐野前会長はその支出は理事会の承認を経た正当な支出であるとして、総会でのその後の質問は禁止され、その年度の決算報告書は承認されました。

年次総会の正式な議決事項の一つである前年度の決算報告の、会員からの予算外の £ 3,500と言う高額な支出の質問に対して、それは理事会の承認を経た正当な支出であるとして、其の後の会員の質問を禁止するのは、会員の総会での発言権を定めた英文定款第27条(1)の明白な違反行為と思われます。

第 27 条（総会への参加、及び発言）

(1) 会員は総会の出席者全員と意思疎通出来る時、総会の場で議案について如何なる情報・意見を表明する権利を行使する事が出来る。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

そこで、2019年12月7日に開催された年次総会で、高嶋は再度その件について、書面でその £ 3,500の予算外支出は、JAの活動目的に合致した正当な支出と認められるか年次総会で討議して欲しい旨、動議提出しました。

そうした所、総会議長を務められた花岡副会長は、総会に出席した一般会員は何が問題か理解出来ないのでとして別途話し合いを提案し、高嶋はその議長提案を受け入れました。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

2020年1月17日に花岡副会長と高嶋の話合いは、一般会員3名も参加して行われました。

しかし、一番事情を承知している筈の佐野前会長は出席されず、私から
2019年12月11日付けレターで事前に質問書を提出していたにも拘わらず、
花岡副会長は、その件は知らない・忘れた・理事会・総会で承認済み云々
で、話合いは平行線に終わりました。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

高嶋のこの理事会の £ 3,500の予算外支出についての疑問点は以下の通りです。

- 1) 英国弁護士事務所の著作権侵害・損害賠償の調査時期・調査結果・その後の理事会の対応について
- 2) 2018年1月11日のWilliams副会長（現会長）の発言について
- 3) NALC 日本の見解について
- 4) 推定損害賠償額について
- 5) 高嶋からの £ 3,500の弁済の申し出について

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

1) 英国弁護士事務所の著作権侵害・損害賠償の調査時期・調査結果・その後の対応について

2017年12月に理事会が英国弁護士事務所に £ 3,500を予算外支出したその著作権侵害・損害賠償の調査は何時行われ、その調査結果はどの様な内容だったのですか。そして理事会はその調査結果を知って、どの様に対応されたのでしょうか。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

1) 英国弁護士事務所の著作権侵害・損害賠償の調査時期・調査結果・その後の対応について

2020年1月17日の話し合いで花岡副会長から、理事会は、2017年12月に英国弁護士事務所からこの著作権侵害・損害賠償問題の調査結果を受領していたと聞いて、高嶋は大変驚きました。

理事会は、既に2017年12月の時点で英国弁護士事務所から調査結果を受領していたにも拘わらず、高嶋に対する2017年12月18日付け英国弁護士事務所のレターでは、この問題をこれから調査する、その為高嶋を会員資格停止処分にする、£12の年会費も返金するとしたのは、時系列的に辻褷が合いませんが、ご説明頂けますか。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

1) 英国弁護士事務所の著作権侵害・損害賠償の調査時期・調査結果・その後の対応について

そして理事会が2017年12月に受け取った英國弁護士事務所からの調査結果はどの様な内容で、理事会は其の後どの様に対応されたのですか。

高嶋が推測するに、理事会が受け取った英國弁護士事務所からの調査結果は、理事会の期待に反して高嶋の行為はNALC日本の著作権侵害には当たらないとの事であったのではないか。それ故に、その調査をした事も、その調査結果も高嶋に開示しなかったのではないか。

そして、理事会が問題にしているのは著作権侵害・損害賠償云々ではなく、高嶋にメールを数回送ったが高嶋が適切な対応を取らなかった事が問題と、事実無根の「言葉の綾」の主張に変えざるを得なかったのでは無いですか。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

1) 英国弁護士事務所の著作権侵害・損害賠償の調査時期・調査結果・その後の対応について

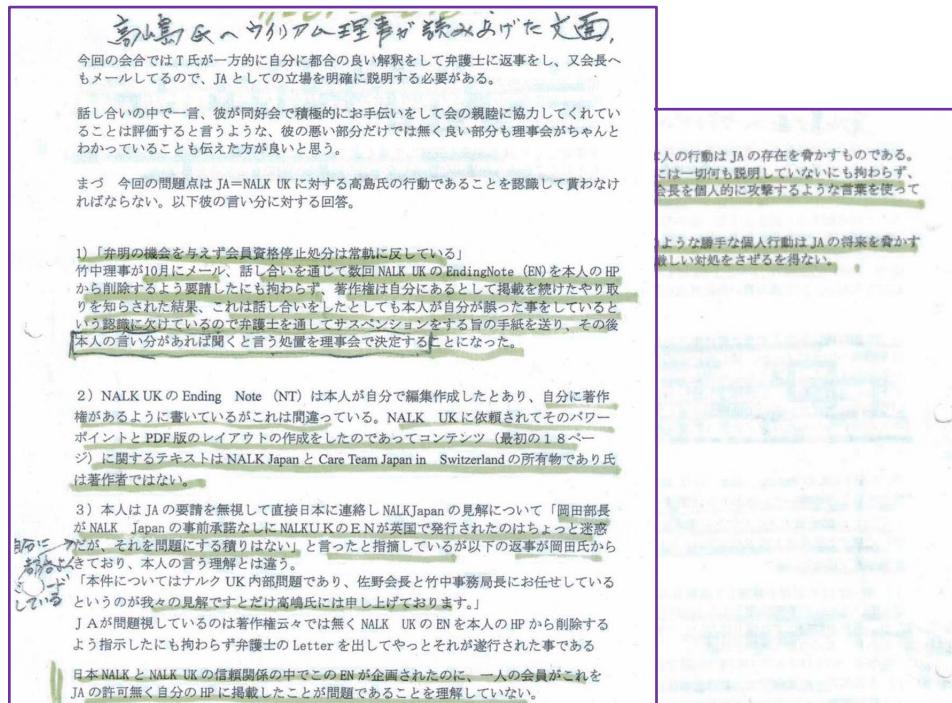
この件に就いて、2020年1月25日付けの佐野前会長宛レターで問合せましたが、回答は頂けませんでした。

2020年1月25日付け高嶋から佐野前会長宛レター

英國弁護士事務所は、著作権侵害・損害賠償云々で、私の行為を違法とするのは難しいとの見解を理事会に報告されたのではありませんか。それが故に、理事会は、その後理事会が問題視しているのは著作権侵害・損害賠償云々ではなく、私が竹中氏からの数回の話し合いやメールで私のサイトから NALC UK エンディングノートを削除する様要請したが、私がそれを無視したのが問題だと事実無根・言葉の綾の主張にすり替えざるを得なかったのではありませんか。

2017年12月理事会の£3,500の予算外支出について

2) 2018年1月11日のWilliams前副会長・現会長の発言について



2018年1月11日の理事会でWilliams 前副会長・現会長は「JAが問題視しているのは著作権云々では無く、NALC UKのエンディングノートを本人のホームページから削除する様指示したにも拘わらず弁護士のレターを出してやっとそれが遂行された事である。」と主張を変えました。

2018年1月11日のWilliams前副会長・現会長の発言

JAが問題視しているのは著作権云々では無く NALC UK の EN を本人の HP から削除するよう指示したにも拘わらず弁護士の Letter を出してやっとそれが遂行された事である

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

2) 2018年1月11日のWilliams前副会長・現会長の発言について

では、Williams前副会長・現会長は著作権侵害・損害賠償が問題では無いとしながら、何故理事会は英國弁護士事務所に £ 3,500を支払って、著作権侵害・損害賠償の調査を依頼したのですか。何か理事会が行った事とその後の説明と矛盾していませんか。

この件に就いて、2019年12月11日付け佐野前会長宛のレターで問合せましたが、回答は頂けませんでした。

2019年12月11日付け高嶋から佐野前会長宛レター

以上の様に、2017年12月18日付けの英國弁護士事務所からの英文レターは、今回の問題解決の上でどれだけ意味があったのか、それに £ 3,500も支出した価値・正当な理由は果たしてあったのか、JAの活動目的に合致した支出だったのか疑問に思います。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

2) 2018年1月11日のWilliams前副会長・現会長の発言について

更に、Williams前副会長・現会長は、以下の様に発言しました。

竹中理事が10月にメール、話し合いを通じて数回 NALC UK の EndingNote (EN) を本人の HP から削除するよう要請したにも拘わらず、著作権は自分にあるとして掲載を続けたやり取りを知らされた結果、これは話し合いをしたとしても本人が自分が誤った事をしているという認識に欠けているので弁護士を通してサスペンションをする旨の手紙を送り、その後本人の言い分があれば聞くと言う処置を理事会で決定することになった。

このWilliams前副会長・現会長の発言は、事実無根です。事実は、高嶋は2017年10月10日にNALC UK エンディングノートを高嶋のウェブから削除する様竹中氏からメールがあり、高嶋は同日に削除しました。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

2) 2018年1月11日のWilliams前副会長・現会長の発言について

このWilliams前副会長・現会長の発言について、以下の様に2019年12月11日付け佐野前会長宛レターで問合せしましたが、回答を頂けませんでした。

2019年12月11日付け高嶋から佐野前会長宛レター

これは、Williams 百子氏の個人的な見解ですか、又は JA 理事会の見解でしょうか。もし JA 理事会の見解でしたら、「数回とは言葉の綾」であり、その様な事実は無かった事を佐野会長自身がお認めになられたのではありませんか。そうすると、JA 理事会が話合いでは無く、英國弁護士事務所を通してその英文レターを送らざるを得なかったと言う根拠が失せたのではと思います。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

3) NALC 日本の見解について

そもそもJAはその著作権が侵害されたとする「NALC エンディングノート」の著作権所有者ではありません。著作権所有者はNALC日本です。

高嶋がこの件で2017年12月27日にNALC日本に直接電話で問い合わせた所、NALC日本は、「この問題は英国の内部問題であり、NALC日本は著作権侵害の訴え・損害賠償請求はする積りは無い。」との事でした。

著作権所有者のNALC日本が著作権侵害の訴え・損害賠償請求する積りがないのに拘わらず、どうして理事会は自らは著作権所有者でもないのに、英国弁護士事務所に £ 3,500も支払って著作権侵害・損害賠償の調査を依頼したのですか。

2017年12月理事会の £3,500の予算外支出について

3) NALC 日本の見解について

この件について、2020年1月25日付け佐野前会長宛レターで問合せしましたが、回答はありませんでした。

2020年1月25日付け高嶋から佐野前会長宛レター

しかし、高嶋が NALC Japan に電話までして NALC Japan の見解を確認して、NALC Japan に著作権侵害を問題としたり、損害賠償請求の意志が無い事が分ると、次は著作権侵害が問題では無く、高嶋に数回メール・話合いを通じて NALC UK エンディングノートを高嶋のウェブから削除する様要請したが、高嶋がそれに応じなかったのが問題だと、主張が変わりました。そして、高嶋がその様なメールは受け取っていない、何月何日にその様な数回のメールを送ったのかと質問すると、返答に詰まり、竹中氏に代わって佐野会長が「その数回とは言葉の綾」と仰いました。

以上の様に、2017年12月18日付けの英國弁護士事務所からの英文レターは、今回の問題解決の上でどれだけ意味があったのか、それに £3,500 も支出した価値・正当な理由は果たしてあったのか、JA の活動目的に合致した支出だったのか疑問に思います。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

4) 推定損害賠償額について

例え高嶋が発行した「終活ウェブエンディングノート」に「NALCエンディングノート」に対する著作権侵害があったと仮定しても、「NALCエンディングノート」の英国の過去の販売実績から、推定損害賠償額はせいぜい数十ポンドと思います。

理事会は、NALC日本の数十ポンドの損害賠償の問題の為に、自身が著作権所有者でもないのに拘わらず、何故英國弁護士事務所に £ 3,500も支払って著作権侵害・損害賠償の調査を依頼したのですか。費用対効果の観点から、その合理性をご説明頂けますか。

2017年12月理事会の £ 3,500 の予算外支出について

4) 推定損害賠償額について

この件に就いて、2020年1月25日付け佐野前会長宛レターで、問合せましたが、回答は頂けませんでした。

2020年1月25日付け高嶋から佐野前会長宛レター

花岡副会長との話合いでも申し上げましたが、そもそも私の行為に仮に著作権侵害があったとした場合、その損害賠償額は、NALC エディングノートの英国でのこれまでの販売冊数は多く見積もっても数十冊だと推測します。そして、私が NALC UK エンディングノートを 2017 年 10 月に 10 日間、shukatsuweb エンディングノートを約 3 ヶ月間私のサイトに掲載した事による NALC エンディングノートの英国での販売の影響、即ち損害推定額は、取るに足らない額でせいぜい数十ポンドなのではと思われます。その様な数十ポンドの損害賠償額に対して、理事会は著作権の所有者でもないのに、英国弁護士事務所に著作権侵害・損害賠償の調査や私に対する英文レターの作成・送付を依頼し、その費用 £ 3,500 を JA から予算外支出したなど、費用対効果の観点からどの様にその妥当性をご説明されるのでしょうか。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

5) 高嶋からの £ 3,500の弁済の申し出について

高嶋は、2019年12月7日の年次総会、更に2019年12月11日付け佐野前会長宛レターでも、この問題は高嶋が何か不適切な行動をし、それを是正する為に理事会が止むを得ず英國弁護士事務所に依頼せざるを得なかったとするなら、高嶋はその £ 3,500の費用を弁済すると申し出ました。しかし、佐野前会長からは回答はありませんでした。

2019年12月11日付け高嶋から佐野前会長宛レター

もしその支出が高嶋の不適切な行為を是正する為の JA として止むを得ない正当な支出だったのでしたら、私はそれを弁済します。しかし、其れに対する合理的な理由が無いのでしたら、JA 理事会で英國弁護士事務所に英文レターを出させようと主導した理事が個人としてその費用を JA に弁済すべきだと思います。

2017年12月理事会の £ 3,500の予算外支出について

以上、2021年X月XX日開催のJA臨時総会で、2017年12月の理事会による英國弁護士事務所への £ 3,500の予算外支出が、JAの活動目的に合致した合理的な支出であるか否かを討議し、合理的な説明を頂けないのでしたら、その支出を承認した理事会にその支出のJAへの弁済を求めます。